

船舶事故調査報告書

令和5年9月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年8月11日 11時00分ごろ
発生場所	兵庫県神戸市垂水漁港南方沖 播磨垂水港南防波堤西灯台から真方位195° 1,400m付近 (概位 北緯34° 36.7' 東経135° 02.5')
事故の概要	プレジャーボート義明丸は、漂流中、航走波を受けて転覆した。
事故調査の経過	令和4年8月29日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 義明丸、5トン未満（長さ4.96m）
船舶番号、船舶所有者等	280-38491兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人（以下「同乗者」という。）を乗せ、明石海峡大橋の東方2,000m付近において、船外機を中立として船首を西方に向けて漂流し、船長が船尾部、同乗者が船首部及び中央部でそれぞれ座った姿勢で釣りをしていた。</p> <p>本船は、右舷方十数mのところを他船が西進して通過後、高さ約0.6mの航走波が右舷船尾方から舷縁を越えて船内に流入し、海水が滞留して、船尾部が右舷側に傾いた。</p> <p>船長は、海水をかき出していたが、船外機が停まったので始動を試みていたところ、左舷側を西進した別の他船の航走波を左舷船尾方から受けて、本船は右舷側に転覆した。</p> <p>船長及び同乗者は、海に投げ出された後、本船に掴まっていたところ、本船の転覆を目撃した遊漁中の船に救助され、118番通報された。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により阪神港神戸区にえい航された。</p> <p>本船の船尾部乾舷は、約0.4mであった。</p> <p>船長は、本船の船尾部が右舷側に傾いていたとき、左舷側を通過する他船のエンジン音を聞いていたが、停まった船外機がすぐに始動せず、早く始動させようとしていたので、左舷船尾方からの航走波に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長及び同乗者は、膨脹式救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、船尾部乾舷が約0.4mで、船首を西方に向けて船外機を

	<p>中立として漂泊中、右舷方十数mのところを他船が西進して通過後、高さ約0.6mの航走波が右舷船尾方から舷縁を越えて船内に流入し、海水が滞留して船尾部が右舷側に傾斜していたところ、左舷船尾方から別の船の航走波を受けたことから、右舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、左舷側を通過する船のエンジン音を聞いていたが、停止した船外機を早く始動させようとしていたことから、左舷船尾方から別の航走波を受けることに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、船尾部乾舷が約0.4mで漂泊中、右舷船尾方から航走波が船内に流入し、海水が滞留して船尾部が右舷側に傾斜していたところ、左舷船尾方から別の船の航走波を受けたため、右舷側に転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乾舷の低い船舶の船長は、他船の航走波を受けることも考慮して漂泊場所を決定すること。